

令和6年能登半島地震に伴う  
住宅の応急修理制度について（災害救助法）

令和6年能登半島地震の被害を受けた住宅のうち、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」した世帯を対象に、日常生活に必要不可欠な部分の応急的な修理を行う制度です。

〈必ずお読みください〉

制度利用にあたっては、被災箇所・修理が分かる写真が必要となりますので、必ず写真を撮影しておいてください。（写真がない場合、補助の対象とならない場合があります）

また、この制度については修理費用を市が業者に直接支払う制度となっているため、修理費用を業者に支払ってしまうとこの制度は利用できなくなるため注意が必要です。

○対象世帯

市が発行するり災証明により「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と判断された世帯

○応急修理の対象工事

屋根や壁、床、ドア等の開口部の補修、上下水道配管など、日常生活に必要不可欠な部分の原状回復修理

※緊急を要する箇所優先のため、畳や壁紙等のみの取り換えは原則対象外です。

※家電製品は対象外です。

※住宅である建物本体が対象であり、外構（土間、擁壁、ブロック塀等）は対象外です。

○費用の限度額（1世帯当たり）

○半壊以上の場合 706,000円以内

○準半壊の場合 343,000円以内 ※費用は七尾市から修理業者に直接支払い

○申込みの手続き

必要書類を準備し、パトリア4階の総合支援窓口にてお申し込みください。

※申込書の各様式はホームページからダウンロード可能ですが、必要書類（裏面参照）がそろっていれば、申込窓口にて書類を作成させていただきますので、必ずしも事前に準備および記入してきていただく必要はありません。

○応急修理の期限

申請期限：令和8年9月30日

完了期限：当面、設定しない

（お願い）

申し訳ありませんが、業者への修理依頼はご自身で依頼いただくようお願いいたします。

〈申込み〉パトリア4階 総合支援窓口

〈問合せ〉0570-200-491（被災者支援制度コールセンター）

裏面もお読みください